

令和6年11月1日

お客さま各位

高崎信用金庫

少額残高預金の口座解約手続きの簡素化（印鑑不要取引）のお取り扱い開始 ならびに預金規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、お客さまの利便性向上のため、個人（個人事業主を含む）のお客さまを対象に、残高1万円未満の預金口座に対する解約手続きにおいて、届出印の押印がなくても運転免許証等の顔写真付公的本人確認書類のご提示により手続きを可能とする取扱いを開始します。

記

1. 取扱開始日

令和6年11月1日

2. 対象となるお客さま

個人および個人事業主のお客さま（ご本人さまのご来店が必要となります）

3. 対象となる預金口座

残高1万円未満の普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座（定期預金取引がないもの）、貯蓄預金

4. ご持参いただくもの

当該預金通帳

キャッシュカード（発行されている場合）

運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付公的本人確認書類

5. 改定となる預金規定

・「普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金
共通規定」

・「総合口座取引規定」

以上